

【判例研究】

パナマ国法人からアメリカ合衆国カリフォルニア州法人に対する損害賠償請求の訴えにつきわが国に裁判管轄権が認められないとされた事例

東京地裁昭和59年2月15日判決・判例タイムズ525号132頁

矢 吹 徹 雄

〔事 実〕

原告 X は、パナマ国の法律に準拠して設立された法人で、日本国内に登録した営業所を有し、この営業所を主たる事務所として、船舶による海上運送業を営んでいる会社である。被告 Y は、カリフォルニア州法に準拠して設立された法人で、サンフランシスコに本店を有し、商業銀行業及び信託業を主たる業務とする会社で、昭和54年4月17日以来東京に駐在員事務所を有しているが、この駐在員事務所は、銀行業務は行わず、もっぱら情報蒐集・調査・連絡事務のみを行っている。

X は Y の次のような不法行為により損害を受けたと主張し、昭和56年東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。即ち、X は Y に預金を有していた。X は、昭和53年9月中旬頃より、これを日本における X の指定した銀行に送金するよう依頼していたが、ようやく同年10月10日になって送金された。ところが X の代表者 A の元の妻 B が、本件預金は A と B の共同個人資産であると主張し、婚姻解消に伴う慰籍料請求訴訟をカリフォルニア州裁判所に提起するとともに Y に X 名義の預金口座の変更禁止を求める通知をし、これが10月10日以前に Y に送達されていた。この通知に違反すると Y は B に損害賠償義務を負うことになるので、Y は10月12日に A を本店に呼び出し、本件送金により Y がこうむる損害を補償する旨の損害補償状に署名することを強要し、A は畏怖の念にかられ、A 個人として署名した。B は、昭和54年10月9日 Y に対する損害賠償の訴えをカリフォルニア州裁判所に提起した。そこで、Y は、前記補

償状に基づく訴えをカリフォルニア州裁判所に提起し、昭和50年4月15日 X 所有の船を州裁判所から差押命令を得て差し押えた。しかし、この差押は、管轄違い、出港準備完了後の差押、X に債権のない者による違法な差押であり、この違法な差押のため、備船契約を解除され、さらに差押排除の保証金念出のためこの船を売却する等合計1412万2935ドルの損害を受けた。Xは管轄原因として、Yの駐在員事務所が日本にあるので民訴法4条3項により、不法行為に基づく損害賠償請求なので、原告の主たる事務所がある日本が義務履行地となるから民訴法5条により、Yの不法行為により東京で受領する備船料が得られなくなり、また船舶売却代金を東京で受領したので、東京で損害が発生しており、民訴法15条1項により損害発生地として日本の裁判所に管轄があると主張した。

Yは、管轄を争い、義務履行地に裁判管轄を認めることは合理性を欠くので民訴法5条を根拠とし管轄を認めることはできない。不法行為地に管轄が認められるのは、証拠蒐集の便宜、被害者の起訴の便宜、加害者の賠償についての予測との一致の観点から合理性のある場合でなければならぬが、本件では証拠がほとんどカリフォルニア州にあり、不法行為地として日本に管轄権を認めることができない。本件については、YのXに対する補償状に基づく訴えの他、Bから本件船舶に対する対物訴訟、Xから本件船舶及びYらに対する損害賠償訴訟、XとAからYに対する損害賠償訴訟がカリフォルニア州内で係属しているところ、Yはカリフォルニア州に資産を有するが日本国内に資産を有しないのでXが日本で勝訴しても執行できず訴えの利益を欠くし、重複訴訟に該当するので本訴は却下されるものであると主張した。

[判 旨]

本訴について日本に裁判管轄がないとして訴えを却下。その理由は次のとおりである。

1. 「外国人間の民事紛争の解決について、いずれの国が裁判管轄権を有するかは、これを規定する条約もなく、一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立されていないし、わが国にもこの点について成文の法規はない。

そこで、本訴について、わが国の裁判所に管轄権があるか否かは、

パナマ国法人からアメリカ合衆国カリフォルニア州法人に対する損害賠償請求の訴えにつきわが国に裁判管轄権が認められないとされた事例

当事者間の公平，裁判の適正，迅速を期することを基本的理念として条理に従い，いかなる国に裁判管轄権を認めるのが適当かの観点から決しなければならない。

この場合，わが国民事訴訟法の土地管轄の規定は，もとより国際裁判管轄についての定めでないが，国内における管轄権の場所的分配の定めとして合理性があると考えられるので，さらに国際的観点から配慮し右のような条理に反する結果を来たすと認められない限り，これにより裁判籍が国内に認められる場合には，わが国に裁判管轄権を認めるのが相当である。」

2. 「Yの東京駐在員事務所は民訴法4条3項の『営業所』に該当するとはいえないが、『事務所』に該当するように窺える。

しかるに，本件はYがカリフォルニアにおいて行った船舶仮差押執行に関するものであり東京駐在員事務所の業務と関連のないものであることは明らかであるうえ，……本件と同一の事柄を請求の基礎とし，本件請求と一部重複するか，又は関連する訴訟が……カリフォルニア州サンフランシスコ裁判所及び連邦地方裁判所カリフォルニア東部地区において被告と争訟中であり，本件に関する証拠の大部分は右事件と共通のものと解される。

以上によれば，被告のみならず，原告にあっても証拠蒐集，訴訟活動についてカリフォルニア州の裁判所が便宜であることは明らかであるうえ，わが国においても管轄を認めるときには，判決が矛盾，抵触するおそれもあり，また被告に二重に訴訟追行の負担を強いることになるから，当事者の公平，裁判の適正，迅速を期することを基本理念とする条理に従えば，わが国に被告の『事務所』が存在することをもって裁判管轄権を認めることはできない。」

3. 「不法行為事件では，わが民訴法上も不法行為地に独立の裁判籍が認められており，不法行為地以外の義務履行地に裁判籍を認め被告の応訴を強制することは，国際訴訟では被告の予測が不可能であって，当事者の間の公平に反するおそれが大きいのでこれを否定すべきものと解する。」
4. 「民訴法15条は，不法行為他の管轄を規定するが，本件で仮差押執行の行なわれたカリフォルニアが不法行為地として管轄権を有するこ

とは明らかである。そこで、一般に前記「不法行為地」には、加害行為地のみならず、その結果の損害発生地も含めて考えることができる
と解されている。

ところで、原告主張の本件不法行為による結果は、……本件不法行為による直接の結果ということとはできない。

そもそも不法行為地に国際的管轄権を認めようとするのは、証拠蒐集の便宜、加害者の賠償についての予測との一致、行為地の公序に違反するものである等の観点から合理性が認められるからであるところ、本件の備船料受領予定地や、船舶売却地は、被告から合理的に予測することができる土地とは言えないし、本件不法行為自体の証拠蒐集の便宜から管轄権を認める合理性に乏しい」

[研 究]

1. 本判決の結論に賛成である。
2. 本判決は、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟について、わが国の国際裁判管轄の有無が争われた事件である。不法行為に基づく損害賠償請求事件(あるいは不法行為に基づく損害賠償債務不存在確認事件)についてわが国の裁判管轄が争われた事件は、次のとおり本件を含め9件報告されている。

①盛岡地裁明治42年月日不詳判決・法律新聞601号13頁

日本法人所有の船舶と日本人所有の船舶の日本領海外での衝突事故につき、不法行為地の特別裁判籍が認められるか否か争われた事例(不法行為による特別裁判籍を否定し、訴を却下)。

②東京地裁昭和40年5月27日判決・下民集16巻5号923頁

日本人と日本法人間のアメリカ合衆国内での不法行為につき、被害者の主張する損害には東京で発生したのがあるとして、加害者から被害者に対する債務不存在確認の訴えにつき、不法行為地の特別裁判籍により東京地裁に管轄があるとした事例(請求認容)。

③横浜地裁昭和41年9月29日判決・下民集17巻9・10号874頁

日本在住の日本人のヨットとオランダの会社の船舶が領海内で衝突した事故により、日本人被害者の遺族が、不法行為に基づく損害賠償請求権により、日本に寄港したオランダの会社の船舶の仮差押

パナマ国法人からアメリカ合衆国カリフォルニア州法人に対する損害賠償請求の訴えにつきわが国に裁判管轄権が認められないとされた事例

事件につき、日本に被告の財産がある場合に該当するものとして日本の裁判管轄を肯定した事例。

④大阪地裁昭和48年10月9日中間判決・判例時報728号76頁

日本法人が製造した物件につき、アメリカの法人が瑕疵の存在を主張するので、日本法人がアメリカ法人に対し不法行為（製造物責任）に基づく損害賠償債務不存在確認の訴えを提起したのに対し、日本が加害行為地（製造地）であるとして国際裁判管轄を肯定した事例。

⑤東京地裁昭和49年7月24日中間判決・下民集25巻5—8号639頁

千歳発羽田行の全日空機が羽田沖で墜落した事故につき、日本在住の日本国籍を有する者の遺族が、航空機の製造メーカーであるアメリカの法人に、不法行為（製造物責任）に基づく損害賠償請求訴訟を提起したのに対し、不法行為地（損害発生地）としてわが国の裁判管轄を肯定した事例。

⑥東京地裁昭和54年3月20日中間判決・判例時報925号78頁

日本法人の所有する自動車をタイに住所を有する日本人（日本法人の従業員で駐在員としてタイ赴任中）が運転中、同乗者（事故時タイに住所を有する日本人で、訴え提起時、日本の病院で入院加療中）に傷害を与えたタイ国での交通事故について、同乗者が日本法人及び運転者を相手に損害賠償請求の訴えを提起したのに対し、わが国の裁判管轄を肯定した事例。

⑦東京地裁昭和57年9月27日中間判決・判例時報1075号137頁

イタリアから新東京国際空港までハンドバックを運送する契約を訴外イタリア法人と被告オランダ法人（世界的航空会社）が締結したが、イタリア国内で前記物件が盗難にあった。そのため原告（日本法人で保険会社）が日本法人である荷受人に保険金を支払い、荷受人に代位して、不法行為または債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を被告に提起した事件で、被告の営業所がわが国にあることから、わが国の裁判管轄を肯定した事例。

⑧東京地裁昭和59年2月15日判決・判例タイムズ525号132頁

本件である。

⑨東京地裁昭和59年3月27日中間判決・判例時報1113号26頁

日本国内での自衛隊のヘリコプターの墜落事故につき、前記事故で死亡した自衛隊員の遺族（日本に住所を有する日本人）から、前記ヘリコプターを製造したアメリカ法人に対する不法行為（製造物責任）に基づく損害賠償請求の訴えについて、ヘリコプター墜落現場がわが国にあることから、結果発生地も不法行為地に含まれるとして、わが国の国際裁判管轄を肯定した事例。

このうち、①事件および②事件は、一般的には国際裁判管轄の有無に関する事件と考えられているようであるが、国際裁判管轄の有無ではなく、土地管轄の有無が争われた事件と解すべきであり、国際裁判管轄の有無が争われたのは、厳密には7件だけである。本件は、双方当事人が外国法人である点で、他の6件と異なり、かつ、わが国の国際裁判管轄を否定した唯一の事件である。

3. 本判決は、まず、国際裁判管轄の有無を決定する一般基準について、これを規定する条約、国際法上の一般原則、成文の法規もないので、「当事者間の公平、裁判の適正、迅速を期することを基本的理念として条理に従い、いかなる国に裁判管轄を認めるのが適当か」の観点から決定しなければならないとし、具体的には、民事訴訟法の土地管轄の規定は、国際裁判管轄の規定ではないが「国内における管轄権の場所的分配の定めとして合理性があると考えられるので、さらに国際的観点から配慮し右のような条理に反する結果を来たすと認められない限り」これによりわが国内に裁判籍のある限りわが国に国際裁判管轄を認めるとする。

国際裁判管轄についての基本的な考え方としては、もっぱら自国民保護の立場から考える考え方、国家主権の司法管轄相互間の抵触の問題ととらえ、領土主権、対人主権という国際法上の原則を基本にすえて考える考え方、各国の裁判機関が国際的に協力して国際的私法交通から生じる民事・商事の事件の裁判機能を各国の司法機関に分配するという観点でとらえる考え方がある（池原15—16頁）。

本判決は、⑤、⑥事件とともに、最後の立場をとっていると考えられる。

交通・通信手段の発展等により経済関係が世界的規模で結びつくようになり、渉外的私法関係が増大するとともに、法的規制をしその安

パナマ国法人からアメリカ合衆国カリフォルニア州法人に対する損害賠償請求の訴えにつきわが国に裁判管轄権が認められないとされた事例

定をはかる必要が生じてきた。その実体法的側面が国際私法で、国際私法は、その法律関係に最も密接な法を適用することにより私法関係の安定をはかろうとしてきた。しかし、実体法の分野でだけそのような法規制をしてもそれに伴う手続法での規制がなければ渉外的私法関係の安定は保障されない。渉外的私法関係の安定の保障のためには、裁判の迅速・公平・実効性・費用の最小化等の立場からの手続規制が必要となる。従って、渉外的私法関係の安定の保障をはかるためには、本判決のように最後の立場から考える必要があろう。

4. ところで、わが国に、国際裁判管轄に関する成文の規定がないという点では、判例・学説はほぼ一致している。もっとも、小林（小林226頁）が指摘するように、民事訴訟法改正委員会議事速記録10—18頁には国際裁判管轄を意識した議論も見られるが、十分に整理された議論がなされていないこと、その後の解釈論の展開のなかで、土地管轄に関する規定と解釈することに一致していることから、あえて、判例・通説に異を唱える必要はないであろう。

国際裁判管轄についての成文規定が存在しないということで通説・判例は一致しているが、それでは、どうやって国際裁判管轄を決定すべきかということになると判例・学説は分かれる。兼子は、「わが法上は、裁判権の限界についての直接の規定はないため、土地管轄（裁判籍）に関する規定から逆に推知する外はない。即ち日本国内に裁判籍の認められる事件は原則としてわが裁判権の処理事項であるが、渉外的事件であってどの裁判籍も認められないものはこれに属しないことになる。」（兼子・66頁）と主張し、新堂は「一般論として、自国に人的にも物的にもなんら関係のない事件について無益な裁判権の行使を避けるべきであるし、他国の領土主権、対人主権に係わる事件、またもっぱら他国の利害に関する事件については、他国の裁判権の行使を尊重すべきである。」「さらに一般管轄の決定は、管轄権の国際的規模での場所的分配の問題であるとみて、一国内の分配に関する規定である国内民事訴訟法の土地管轄の規定を類推して考えることができる。しかし、場所的な隔たりが大きくなるだけに、被告の立場が、国内の場合以上に考慮されないと公平を欠く」（新堂58頁）と主張する。これに対し、国際裁判管轄を民事・商事の裁判機能を各国の司法機関に分

担する問題ととらえる立場は、「ある事件につきいずれの国でその裁判を行なうことが、事実の最も適正な解決に役立つか、両当事者にとって公平か、また能率的裁判が行なわれるかを総合的に勘案して決すべき」(青山51頁)と主張する。その際、国内における管轄権の場地的分配の定めとして一応合理的と考えられる土地管轄の規定を類推することが考えられている(青山51頁、池原=平塚13・14頁)。

判例は、不法行為に基づく損害賠償請求事件では、③事件が土地管轄の規定から逆に推知する方法を示しているが、④、⑤、⑥事件は国際民事訴訟法独自の立場から決すべきとし、④、⑤事件は、その際に土地管轄の規定を参酌するとした。このような立場は、債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟で国際裁判管轄が争われた何件かの事件でも採用され、下級審判決の一つの流れとなっていた。しかし、債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟でわが国の国際裁判管轄が争われた事件で⑩最高裁昭和56年6月16日判決(民集35巻7号1224頁)は次のように判示した。

本来国の裁判権はその主権の一作用としてされるものであり、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が進んで服する場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則である。しかしながら、その例外として、わが国の領土の一部である土地に関する事件その他被告がわが国となんらかの法的関連を有する事件については、被告の国籍、所在のいかんを問わず、その者をわが国の裁判権に服させるのを相当とする場合のあることも否定し難いところである。そして、この例外的扱いの範囲については、この点に関する国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだに確立していない現状のもとにおいては、当事者間の公平、裁判の適正、迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当であり、わが民法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所(民法2条)、法人その他の団体の事務所又は営業所(同4条)、義務履行地(同5条)、被告の財産所在地(同8条)、不法行為地(同15条)、その他民法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適うものというべきである。

パナマ国法人からアメリカ合衆国カリフォルニア州法人に対する損害賠償請求の訴えにつきわが国に裁判管轄権が認められないとされた事例

この最高裁判決は、国際裁判管轄について基本的には裁判権の行使という観点から問題をとらえ、国際裁判管轄の有無を決定する基準としては、一般論としては、国際民事訴訟法独自の立場から決すべきであるという見解を支持しているようにも読めるが、結局、民事訴訟法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、わが国の裁判権に服させるのが条理に適うと述べることにより、国内の土地管轄の規定から逆に推知するという見解を採用している。この最高裁判決後の判決である⑦及び⑨の判決は、わが国民民事訴訟法の規定する裁判籍のいずれかが、日本国内にあるときは、「わが国の裁判所で審理した場合に、前記民事訴訟の基本理念に著しく反する結果をもたらすであろう特段の事情がない限り」わが国の裁判所に管轄権を認めるのが右条理に適うものというべきであると判示している。この二つの判決は、国際裁判管轄の問題を最高裁判決のように裁判権の問題としてはとらえていないが、国際裁判管轄の有無を決定する基準としては、民事訴訟法上の裁判籍のいずれかが国内にある限り、わが国に国際裁判管轄があるとすると原則的に最高裁判決の立場に従っている。しかし、「特段の事情のない限り」という条件を付すことにより、最高裁の立場に制限を加えた。この二つの判決で「特段の事情」という文言で検討されているのは、個々の事件における事情である。⑦事件でいえば、被告の営業所がわが国にあるから、わが国の裁判所は国際裁判管轄を原則として有するが、本件をわが国で審理することが当事者の公平、裁判の適性、迅速を害するような「特段の事情」がないかである。最高裁判決の立場に従うことにより生ずる不都合を、個々の事件ごとに修正しようという考え方であり、アメリカ法の *forum non convenience* 理論と同じ考え方によるものと言える。同様な考え方は、わが国の民事訴訟法31条にも見られ、前記最高裁判決もこのような個々の事件ごとに、一般的にはわが国の裁判所が有している国際裁判管轄権を当該事件において行使するか否かを判断することまで否定するものでないであろう。

本判決も「国際的観点から配慮し右のような条理に反する結果を来たと認められない限り、これにより裁判籍が国内に認められる場合」はわが国に裁判管轄を認めると判示し、最高裁の立場に制限を加えて

いる。しかし、本判決の制限は、⑦、⑨判決のいう「特段の事情」による制限だけではない。本判決が不法行為に基づく損害賠償請求権の義務履行地の裁判籍は認められるべきでないと判示していることから明らかなように、土地管轄の規定から逆に推知すること自体に制限を加えようというのである。本判決は、その文言においては、最高裁の判例に従ってはいるが、実質的には、最高裁判決とは反対に、④、⑤事件同様に、国際裁判管轄の有無を国際民事訴訟法独自の立場から決定するという立場をとっていると言える。

国際裁判管轄の有無を土地管轄の規定から逆に推知する立場と国際民事訴訟法独自の観点から決定しようとする立場の対立について、小山は「この対立は絶対のものではない。右の逆推も一応のものであり（兼子一「裁判法」72頁）、後者の説においても右の逆推が右の考慮の有力な一内容を成すからである。」と指摘する（小山27頁）。具体的事件における国際裁判管轄の有無の結論については多くの事件で差はなく、その限りで小山の指摘にはもつともな点がある。しかし、土地管轄から逆に推知する立場と国際民事訴訟法独自の観点から決する立場とでは、国際裁判管轄についての基本的な考えに差があり、それが限界的事例では結論の相違をもたらしていることから、この対立の持つ意味を矮小化することは許されない。

土地管轄から逆推知する立場からは、わが国のいずれかの裁判所に土地管轄が認められる事件については、わが国に国際裁判管轄があり、わが国のいずれの裁判所にも土地管轄がないならわが国には国際裁判管轄がないことになる。この考え方は、前述の民事訴訟法改正委員会での議論と同様のものである。土地管轄の規定が、わが国の国際裁判管轄がある全ての事件についてもれなく土地管轄を規定しているなら、わが国のいずれの裁判所にも土地管轄が認められない事件は、わが国の国際裁判管轄はないと言えるが、わが国の裁判所のいずれかに土地管轄があることから、ただちに、わが国に国際裁判管轄があるとは言えない。土地管轄の規定に合致して裁判籍が認められる場合でも、国際裁判管轄の観点からは、わが国に国際裁判管轄が認められないことが考えられるからである。たとえば、兼子は、不動産に関する権利を直接目的とする訴訟は、不動産所在地国の専属管轄とする（兼子67頁）

パナマ国法人からアメリカ合衆国カリフォルニア州法人に対する損害賠償請求の訴えにつきわが国に裁判管轄権が認められないとされた事例

ので、被告の住所がわが国にあってもわが国の国際裁判管轄は否定される。このように国際裁判管轄と土地管轄では考慮すべき要素に差があり、解釈技術としても、土地管轄がある限り国際裁判管轄があるとはいえない。また、わが国の土地管轄の規定は、国際裁判管轄の有無を十分に検討した上で規定されたわけではないので、わが国に国際裁判管轄がある全ての事件について土地管轄を定めているとは言えず、土地管轄がなければ国際裁判管轄はないと言うこともできない。このように、解釈技術としても、土地管轄から国際裁判管轄を逆推知することはできない。従って、国際裁判管轄の有無は、涉外民事事件を合理的に解決するにはどこの国の裁判所で裁判をするのが妥当かという国際裁判管轄独自の立場から決する必要がある。

国際裁判管轄の分配でも国内の土地管轄の分配でも当事者の衡平、裁判の迅速、訴訟費用の経済等の観点から管轄を分配すべきことは共通なので、国際裁判管轄の分配を考える際に土地管轄に関する規定を参考にはできる。しかし、国際裁判管轄の分配にあたっては、各国の訴訟法の相違、法廷での言語の相違、外国判決の承認・執行の問題、準拠法に差が生ずる問題、出入国の手続の難易等土地管轄の分配にはない問題を考慮しなければならない。国際私法及び国際民事訴訟法が統一された理想状態を考えても、各国の訴訟法及び法廷での言語の相違、外国判決の承認・執行に関する問題（判決の実効性）⁽²¹⁾は、国際裁判管轄の分配を考える際に考慮の対象外にはできない。さらに、わが国の土地管轄に関する規定が、立法論的に全て「合理的」規定であると言うこともできない。従って、わが国の民事訴訟法の土地管轄に関する規定を国際裁判管轄の分配にそのまま適用することはできないが、国際裁判管轄の有無を考える際に参考とすることはできる。確かに、⑥事件の判決のように、土地管轄に関する規定を全く参考にしないで考えることも可能であるが、思考の経済という点からは、土地管轄に関する規定を参考にしたほうが良いと考えられる。

また、裁判管轄の規定は、当事者の予測可能性及び本案前の紛争を少なくすることから考えて、ある程度形式的に決定されていることが望ましいが、形式的基準を機械的に適用することにより、訴訟の著しい遅延あるいは損害が生ずるなどの「特段の事情」のある例外的場合

には、管轄権の行使は否定されるべきである。このような考え方は、権利濫用あるいは信義則に基礎をおくものであるが、土地管轄に関する民事訴訟法31条の規定にもあらわれており、わが国で国際裁判管轄の分配を考える際にも採用しうるものである(後藤1975年580頁参照)。このような「特段の事情」による管轄の否定を認めるとしても、管轄についての当事者の予測可能性を一般的に失わせないように例外的な場合にのみ適用されるものでなければならないし、適用にあたっては、原告の利益を十分に保護するよう考慮しなければならない。国内の土地管轄の場合、民事訴訟法31条は移送という方法を取り、同法32条は移送された裁判所は移送の決定に拘束されるという方法で原告の利益を保護している。国際裁判管轄の場合は、移送という方法は存在しないし、外国の裁判所は、わが国の裁判所の国際裁判管轄についての判決に拘束されないので、原告が外国で訴訟を提起しても、被告が当該裁判所の国際裁判管轄を争い訴訟を引き延ばされ、あるいは終局的に当該裁判所で国際裁判管轄を否定され、結局、原告の迅速な裁判を受ける権利が奪われることがある。(さらに、時効または出訴期限法の問題で原告に不利益が生ずることがある。)そこで、裁判所は、「特段の事情」の認められる場合は、原告に一定期間内にしかるべき国の裁判所に訴えを提起することを命じ、その期間内は期日を指定せずに訴訟を停止し、原告がその期間内に外国の裁判所に訴えを提起し、被告が国際裁判管轄を争わずに応訴し、本案の審理が開始した時、あるいは一定期間内に原告が外国の裁判所に訴えを提起しなかった時に、はじめて訴えを却下できると解すべきである(外国で管轄が否定された時は、わが国の管轄を認め本案の審理をすることになる)。このような取り扱いを認める明文の規定は、わが国の民事訴訟法にはないが、現実には他の手続が進行するまで期日を指定せずに訴訟を停止し、他の手続の結果を見て、訴訟を進め、取下させ、あるいは却下するということが訴訟指揮のなかでなされており、このような取り扱いは全く異質なものとさえ言えないであろう。従って、国際裁判管轄についてはこのような取り扱いを条理として取り入れることも許されよう。もっとも、本件のように、すでに外国で訴訟が係属している場合は、ただちに訴えを却下しうる。

パナマ国法人からアメリカ合衆国カリフォルニア州法人に対する損害賠償請求の訴えにつきわが国に裁判管轄権が認められないとされた事例

従って、本判決の一般的立場は、これを支持することができる。

次に本判決が具体的に検討した裁判籍について検討する。

4. 本判決は、まず、被告の事務所がわが国にあることにより、わが国に国際裁判管轄を認めうるか否かを検討し、本件訴訟と被告の事務所の業務との間に関連性がないこと及びカリフォルニアで本件と請求の基礎を同一とし、請求が重複する訴訟が係属していることから、被告の事務所がわが国にあることに基づいて管轄は認められないとしている。

わが国に被告である外国法人の営業所または事務所があることでわが国に国際裁判管轄が認められるか否か争われた事件としては①大審院明治38年2月15日判決（民録11輯175頁）、②東京地裁昭和40年4月26日判決（労民集16巻2号308頁）、⑦事件、⑩事件及びその第一審の名古屋地裁昭和54年3月15日判決がある。名古屋地裁判決はわが国に被告の営業所があるというだけでは、わが国に国際裁判管轄を認め得ないとするが、その余の判決は、いずれもわが国に営業所があれば、当該営業所に関連のない事件についてもわが国に国際裁判管轄が認められるという立場をとっている。もともと、⑩事件はまさに日本の営業所の業務に関する事案であり、わが国にある営業所の業務に関係ない事件について、わが国に営業所があることから、わが国の国際裁判管轄を実際に認めたのは、⑦及び⑩事件である。これらの判決はわが国に国際裁判管轄を認める根拠を、民事訴訟法4条3項に求めている。

本判決が、本訴が当該事務所の業務に関連しないことだけを理由として、一般的に、被告の事務所がわが国に存在することによる国際裁判管轄を否定するものであれば、⑩事件及び⑦事件の先例に反対する判決と言える。そのように本判決を理解する立場も考えられるが、本判決は同一の項目内で同種の訴訟がカリフォルニアで係属していて、原被告にとってカリフォルニアの方が訴訟活動に便宜であること、わが国に管轄を認めると判決の抵触が生ずる恐れのあることもあげており、一応わが国に国際裁判管轄は認められるが、本件の特殊事情として、管轄を否定する際の一要素と考えたにすぎないと思われる。

学説も多数説は民事訴訟法4条3項は外国法人の普通裁判籍として規定しており、これにより日本に営業所、事務所のある外国法人につ

いては、その営業所、事務所の業務に関係のない請求についても国際裁判管轄を認めると解している（兼子・條解25頁、斎藤89頁）。これに対し少数説は、日本にある営業所、事務所の業務に関する事件についてのみわが国の国際裁判管轄を認めるべきであると解している（池原23頁、青山52頁）。民事訴訟法4条3項が直接国際裁判管轄を定めた規定と解さないなら、多数説の考え方はただちに採用し得ない。土地管轄の規定を参酌するとしても、民事訴訟法4条と同時に8条も参酌しなければならない。民事訴訟法4条1項は自然人の場合に対応して法人の普通裁判籍は主たる事務所、営業所所在地にあるとしている。民事訴訟法8条は、主たる事務所、営業所の他に事務所等がある場合、その事務所等の事業に関する請求については、その事務所等所在地の裁判所に管轄を認める。主たる事務所等の他に事務所等がある場合、当該事務所の業務については、当該事務所が熟知しており、かつ、当該事務所に証拠があることも多く、当該事務所所在地の裁判所に裁判管轄を認めても被告に著しく不利益とは言えない。被告が当該事務所で業務をしている以上、その業務に関する紛争が、その地で処理されることは、被告が予測すべきことであり甘受すべきことだからである。民事訴訟法4条1項及び8条の規定は、場所的管轄の分配の規定としては合理的なものであり、国際的な場所的管轄の分配にこの考え方を導入することは許されるべきであろう。それでは、国際裁判管轄の場合、事務所等があれば、その事務所等の業務に関係しない訴訟についても当該国に裁判管轄を認めるのは合理的であろうか。当該事務所等の業務に関係しないことについては、当該事務所に証拠があることは少なく、事務所等があるというだけで被告に応訴を強いることは、被告に著しい損害を与え、訴訟遅延をもたらすことになる。従って、主たる事務所等以外の事務所等所在地国に、事務所等の所在を理由として、当該事務所の業務に関係のない業務に関する訴訟についてまで管轄を認めることはできない。このように解した場合、民事訴訟法4条3項との関係を一応説明しておく必要がある。民事訴訟法4条3項は、何らかの理由で、わが国に外国法人に対する訴訟の国際裁判管轄が認められる場合、土地管轄としては、その法人の事務所所在地に一般裁判籍を認めるというものである（池原25頁）。

パナマ国法人からアメリカ合衆国カリフォルニア州法人に対する損害賠償請求の訴えにつきわが国に裁判管轄権が認められないとされた事例

よって、本判決が、事務所等がわが国にあることから結果としてただちに管轄を認めなかったことには賛成しうが、前記最高裁判決及び⑦事件が営業所の業務に関するか否か検討することなく国際裁判管轄を肯定したことには疑問が残る。^(註2)

5. 次に本判決は、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟について、義務履行地の裁判籍を否定する。その根拠は、義務履行地の裁判籍を認めると「国際訴訟では被告の予測が不可能であって、当事者間の公平に反するおそれが大きい」ということ及び不法行為地に特別裁判籍が認められていることに求められている。学説には、同様な根拠から同じ結論に達する者もいる(池原26頁)。しかし、他に特別裁判籍が認められることは、積極的に不法行為に基づく損害賠償請求について義務履行地の裁判籍を否定する根拠とはならない。一個の請求に特別裁判籍が一個でなければならぬ根拠はないからである。被告の予測が不可能という点については、準拠法が、取立債務としているか持参債務としているかで異なる。取立債務であれば義務履行地=被告の住所地となり、被告の予測が不可能となることはない。持参債務であれば、被害者の住所を調査した上で加害行為をなす者は少ないであろうから確かに被告にとって予測は不可能である。しかし、予測不可能という事態は、不当利得返還請求権、事務管理に基づく請求でも生ずるし、さらに、契約上の債務であっても、契約で履行地を定めなかった場合、日本法あるいは日本法と類似の法が準拠法となると債権者の転居、債権譲渡でも同じことが生ずる。従って、不法行為に基づく損害賠償請求権だけを、他の請求権から区別して考えることはできない。そこで、一般に、義務履行地の特別裁判籍を認めることの可否を考える必要がある。学説は、一般的にこれを肯定するが、制限的に肯定する立場(池原26—27頁)否定する立場(青山52頁)もある。これを肯定する場合の根拠としては、債務者は債務の履行のため義務履行地で債務の提供をしなければならず、債権者も義務履行地で受領しなければならないから、いずれが、被告となっても義務履行地で応訴することは被告に酷でないこと及び義務履行地に証拠の多いことに根拠が求められる。しかし、債務の提供及び受領と応訴とは質的に異なり、一回限りの債務の履行が義務履行地で行われることが予測されていることから、

その地で応訴させても酷でないとは言えないであろう。また、証拠の存在の可能性であるが、売買契約等の物を引き渡す債務、請負、委任のように義務履行地で何かをなす債務の履行遅滞、不完全履行等に関連する債務については義務履行地に証拠がある可能性は多いが、金銭債務の履行地には証拠がある可能性は少なく、金銭債務の履行地の裁判籍を認める必要はないのであろう(現在では金銭債務の履行の場合、履行地に債権者、債務者が行くことが必ずしも予定されていないことも義務履行地の裁判籍を認めない根拠の一つとなるであろう)。従って、「財産権上の訴えは義務履行地の属する国の裁判所に之を提起することを得。ただし、金銭債務の義務履行地はこの限りでない」と解すべきである。よって、「義務履行地」の裁判籍に基づく国際裁判管轄を否定した本判決の結論は正当である。

6. 本判決は最後に不法行為地の裁判籍について検討し、「不法行為地」には、加害行為地だけでなく結果発生地も含まれるとした上で、本件では東京で損害が発生しているがその損害は不法行為の直接の結果と言えないし、証拠蒐集の便宜からいっても管轄権を認める合理性に乏しいとしている。

不法行為地に特別裁判籍を認めること自体には争いはないが、不法行為地に結果発生地を含むか否かについては争いがある。

判例は、取引上の不法行為が問題となった②事件で不法行為地に損害発生地を含むとした。しかし、この事件の要約書の本案前の抗弁に「本件訴の管轄は東京地方裁判所にない。このような場合、本件訴を被告の住所地の管轄裁判所に移送すべきでなく、不適法として却下すべきである」(936頁)という記載があり、国際裁判管轄を問題としたのではなく、土地管轄を問題とした事件と思われる(三ッ木145頁によると被告の住所は熱海市と表示されており、被告の住所地により、わが国に国際裁判管轄権が認められる事件である)。⑤及び⑨事件は、いずれも航空機墜落事故の被害者の遺族が、アメリカの航空機製造会社に対し、製造物責任に基づいて損害賠償を請求した事件で、結果発生地に国際裁判管轄を認めたが、その際、被告が全世界を自由に航行しうる航空機の製造業者であることが考慮されている。本件も、これらの判決と同じく「不法行為地」に「損害発生地」を含むとしたもので

ある。ただ、⑤及び、⑨事件で争点となった結果発生地は、墜落という物理的結果が発生した地であるが、本件で争点となった結果発生地は経済的損失の発生地であり、本判決は、経済的損失発生も不法行為地に含まれることを一般論として肯定している。

学説は、不法行為地に、無条件に「損害発生地」を含めることには消極的で、池原は「被害者の保護、立証の便宜等からこれを認める合理性があるが、無制限に認めるときは加害者が予見できない地での応訴を強いられる結果になる惧れがあるので、一定の条件をつける必要がある」（池原31頁）とし、道垣内は、「国際裁判管轄権の根拠としての不法行為地はあくまでも物理的な不法行為地に限るべきである（経済的損失の発生地をも不法行為地に含ませると、結局は被害者の住所地の管轄を認めるということになり、不法行為地に管轄権を認める趣旨を逸脱すると考えられる。）」（道垣内110頁）とする。

不法行為地の特別裁判籍が認められる根拠は、主に、証拠蒐集の便宜に（④事件）、副次的に被害者の起訴の便宜にあると考えられる。池原＝平塚及び本判決はさらに「加害者の賠償についての予測との一致、行為地の公序に違反するものである」（池原＝平塚21頁）との観点を附加する。しかし、不法行為の場合、おもに損害の転嫁と損害の転嫁を通しての不法行為の抑制を目的としているにすぎず、あえて行為地の公序に反するとして不法行為地に裁判管轄を認める必要はない。加害者の賠償についての予測との一致も、賠償の範囲、額も実体法によって決められるとすれば、要件も含め、不法行為の準拠法をどのように定めるべきかという問題のなかで解決されるべきことである。即ち、不法行為法の統一あるいは不法行為に関する準拠法の統一があっても、不法行為地に特別裁判籍を認めるべきか否かの問題は残るが、賠償範囲の予測との一致は全く考える余地がなくなるのである。

被害者の起訴の便宜という点であるが、これを中心に考えるなら、被害者の住所地に特別裁判籍を認めることになる。しかし、それを認めなかったのは、加害者の応訴に不便であるし、証拠の蒐集に便宜でもないからである。従って不法行為地に特別裁判籍を認める場合の被害者の起訴の便宜とは、一般的な起訴の便宜ではなく、不法行為地で即時に訴訟を提起して損害を回復しようという便宜である。このよ

うな観点から不法行為地を考えると、不法行為地には、加害行為地と結果発生地（損害発生地）の双方を含ましうることになる。不法行為に基づく損害賠償請求のためには、加害者の行為とその行為により損害が発生したことは最低限立証しなければならないところ、これらの証拠は、加害行為地と損害発生地の双方にあるのが通常だからである。⑤、⑨事件のような場合でも、航空機が墜落した地に、その原因を示す証拠があるのが通常であり、また損害の発生及び程度についての証拠は損害発生地に多くあり、さらに、前述のような意味での被害者の便宜も損害発生地にあり、不法行為地は結果発生地に含まれないとすることはできない。もっとも、結果の発生地とは、人の死傷、物の毀滅、名誉を損害する文書の頒布された場所等を言い、治療したり、修理した場所あるいは価格の下った物を処分した場所まで言うものでない。

ただ、このように「損害の発生地」も不法行為地に含めると、加害者の全く予測しない地で損害が生じ、加害者が応訴に著しい不利益を受けることがある。^(註3)そのような場合は、「特段の事情」により管轄権の行使を否定すべきことになる。

ところで、本件は、東京が不法行為地であるという前提にたっているが、本件では、東京でなされたのは、船舶の出航不能というカリフォルニアで生じた結果の後始末にすぎないと考えることができ、東京が不法行為地であると言えるかについて大きな疑問がある。

7. 本判決は、「営業所所在地」及び「不法行為地」としてのわが国の国際裁判管轄を一般的に肯定しながら、結論としては、本件の特段の事情から、わが国の国際裁判管轄を否定した。このような考え方が支持しうるものであることは既に3で述べた。この「特段の事情」については、その性質上、完全に定型化することはできないが、顧慮すべき要素をある程度類型化する必要はある。そうしなければ、「特段の事情」の存否をめぐり、多くの事件で紛争が生じ、裁判管轄についての当事者の予測可能性を大きくし、かつ、本案前の紛争をできるだけ少なくするという目的に反するからである。

本判決は、「営業所所在地」の裁判籍に基づく裁判管轄を否定するにあたり、カリフォルニアで訴訟係属があることをあげているが、これ

パナマ国法人からアメリカ合衆国カリフォルニア州法人に対する損害賠償請求の訴えにつきわが国に裁判管轄権が認められないとされた事例

は、原則として、国際二重訴訟の問題として、国際裁判管轄の有無とは別個の問題として扱われるべきであろう。さらに、本判決は、不法行為地の裁判籍に基づく国際裁判管轄を否定するにあたり、東京が第二次の損害の発生地にすぎないこと及びほとんどの証拠がカリフォルニアにあることを指摘しているが、これらの事項は、「特段の事情」の判断に際し、一般的に考慮すべき要素となりうる。

8. 以上見てきたように、本訴請求には、わが国に、原則的な国際裁判籍がなく、本判決のように、本件の特別な事情を考慮するまでもなく、本訴請求は却下されると考えられる。^(註4)

〈注〉

(注1) 国際裁判管轄の分配をもつばら当事者の利益の観点からのみ考えるなら、判決の実効性はあまり考える必要はない。判決に実効性がないことにより不利益を受けるのは原告であるところ、原告自身が、そのような国での裁判を求めているからである。しかし、裁判制度をささえる側(国民一般)及び運営する側の利益も考えれば、紛争解決につながる実効性のない裁判をすることは無駄であり、判決の実効性も考慮しなければならない。

(注2) ⑩事件及び⑦事件が、わが国の国際裁判管轄を肯定したことには賛成できる。即ち、⑩事件については、「国際航空運送についての規則の統一に関する条約」(ワルソー条約)を改正するグアテマラ議定書28条2項(日本は未批准)の考え方、被告が世界的規模で営業している航空会社なのに対し、原告がマレーシアで訴訟をすることが事実上困難であることからして、わが国の国際裁判管轄を肯定しうるのである(後藤1982年280頁、小林227頁)。その方法としては、被告の日本営業所でも被告の国内線の予約もしうるのであるから、国内線についても、日本営業所は営業を行っていたとみる方法があろう(後藤1982年280頁参照)。⑦事件については、運送契約における仕向地国の裁判籍を一般に肯定すべきであろう。

(注3) このような事態が発生するのを防ぐため、製造物責任の事件等で、「客観的にみてそのものが流通することが合理的に予見できる国で損害が発生した場合に限るべきであろう」(池原82頁)例えば、「移動性の乏しい商品については、日本向けに輸入されたもの、または日本へ

の移動が合理的に予測できた場合に限るべきであろう」(池原33頁)という見解があるが、今日の国際的な人的・物的交流からして、全く国際的な移動が予測し得ない物はないであろうし、このような状況で、何をもって、「合理的に予測できた」と言うかは、その判断が困難であり、このような制限を付す見解は支持し得ない。

(注4) 本件でXがカリフォルニアでの訴訟の他に、わが国で本訴を提起したのは、Yが、わが国の外国為替銀行の現地法人(同行の表現によると「姉妹会社」)だからであろう。仮に、Yに対する同行の支配力が大きく、Yが同行の支店と同視しうる場合は、同行の本店をもって、Yの事実上の主たる事務所とみて、わが国に国際裁判管轄を認めることを考える余地もありえようか(越川148頁参照)。しかし、本件では上記のような事実が認定されていないので、わが国の国際裁判管轄を認めなかったのは正当である。

〈参考文献〉

青山善充「国際的裁判管轄権」民事訴訟法の争点50—53頁(有斐閣1979年)

池原季雄=平塚真「涉外訴訟における裁判管轄」実務民事訴訟講座6 涉外訴訟・人事訴訟3—32頁(日本評論社1971年)

池原季雄「国際裁判管轄権」新・実務民事訴訟講座7 国際民事訴訟・会社訴訟3—44頁(日本評論社1982年)

兼子一・條解民事訴訟法I(弘文堂1954年)

兼子一・新修民事訴訟法体系〔増訂版〕(酒井書店1970年)

小山昇・民事訴訟法〔四訂版〕(青林書院新社1984年)

齊藤秀夫編・注解民事訴訟法(1)(第一法規1968年)

新堂幸司・民事訴訟法(筑摩書房1974年)

②事件の判例評釈

三ツ木正次・ジュリスト337号144頁(1966年)

岡本善八・・涉外判例百選〔増補版〕82事件(有斐閣1976年)

③事件の判例評釈

土井輝生・ジュリスト367号134頁(1976年)

林順碧・ジュリスト460号132頁(1970年)

④事件の判例評釈

パナマ国法人からアメリカ合衆国カリフォルニア州法人に対する損害賠償請求の訴えにつきわが国に裁判管轄権が認められないとされた事例

越川純吉・判例時報743号144頁（1974年）

土井輝生・ジュリスト569号142頁（1974年）

平塚真・ジュリスト590号228頁（1975年）

⑤事件の判例評釈

後藤明史・ジュリスト580号139頁（1975年）

林脇トシ子・判例時報765号141頁（1975年）

高桑昭・涉外判例百選〔増補版〕追補29事件（有斐閣1966年）

⑥事件の判例評釈

海老名美広・ジュリスト718号301頁（1980年）

渡辺惺之・ジュリスト715号110頁（1980年）

⑦事件の判例評釈

小原喜雄・ジュリスト815号263頁（1984年）

道垣内正人・ジュリスト808号108頁（1984年）

藤田勝利・判例時報1091号192頁（1983年）

⑩事件の判例評釈

青山善充・民事訴訟法判例百選〔第二版〕5事件（有斐閣1982年）

小林秀之・判例タイムズ472号225頁（1982年）

後藤明史・ジュリスト768号278頁（1982年）

（引用は、一線部分で表示した。）